

越谷市多文化共生推進プラン

◆ プラン策定の趣旨

平成元年（1989年）に1,360人だった外国籍市民数も令和元年（2019年）12月には、7,006人、本市の総人口に占める割合は2%を超え、今後もさらなる増加が見込まれます。在留資格別では、永住者が最も多く、定住化する傾向がみられます。さらに、海外からの帰国や日本国籍の取得、国際結婚の増加などにより、日本国籍であっても言語的・文化的ルーツを外国に持つ市民も増加しています。そのため、様々な外国人市民が暮らす本市においても、多文化共生を推進することが、まちづくりを進めていくうえでますます重要になってきています。

そこで、本市のさらなる発展を目指し、多文化共生のまちづくりに向けた取組みを総合的かつ計画的に推進するため、「越谷市多文化共生推進プラン」を策定しました。

◆ プランの位置づけ

本プランは、「第4次越谷市総合振興計画」で掲げた「互いに認め合い人権を尊重する社会づくり」を推進するため、その内容をより具体的かつ体系的に整理した分野別計画として位置づけます。また、平成18年（2006年）に総務省が策定した「地域における多文化共生推進プラン」及び「埼玉県多文化共生推進プラン」の内容とも整合を図り、本市独自の現状や課題を反映したものとします。

◆ プランの期間

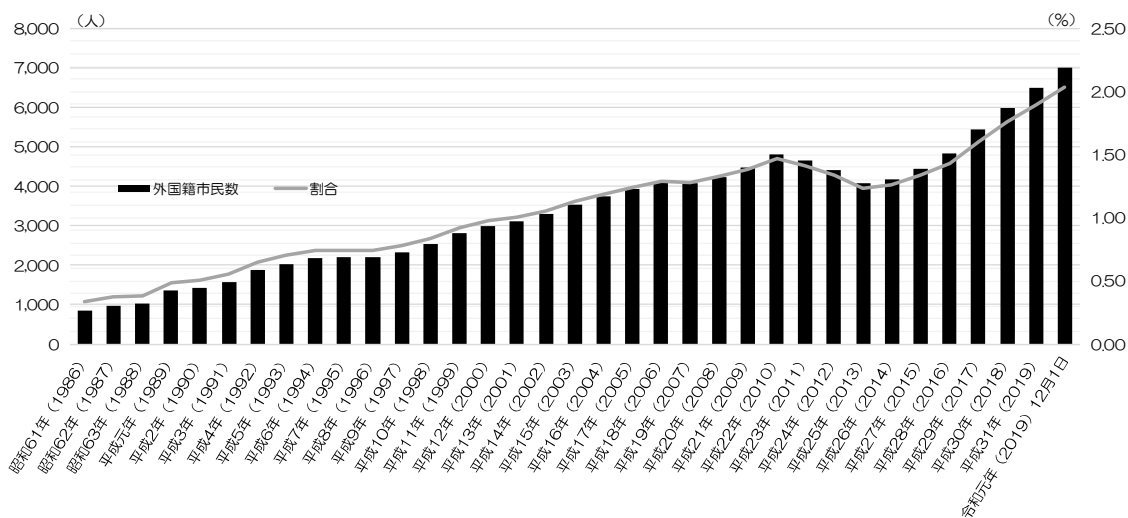
本プランの計画期間は、**令和2年度（2020年度）から令和7年度（2025年度）までの6か年計画**とします。ただし、社会経済情勢や市民意識の変化などにより、必要に応じて見直しを行うこととします。

◆ 越谷市の現状

(1) 外国籍市民数の状況

本市の外国籍市民数は、平成23年（2011年）の東日本大震災以降、一時的に減少したものの、平成26年（2014年）から再び増加に転じ、令和元年（2019年）12月1日現在7,006人、総人口に占める割合は2.03%となり、いずれも過去最高となっています。

【外国人登録者数・外国籍市民数及び割合の推移】



※基準日は各年1月1日

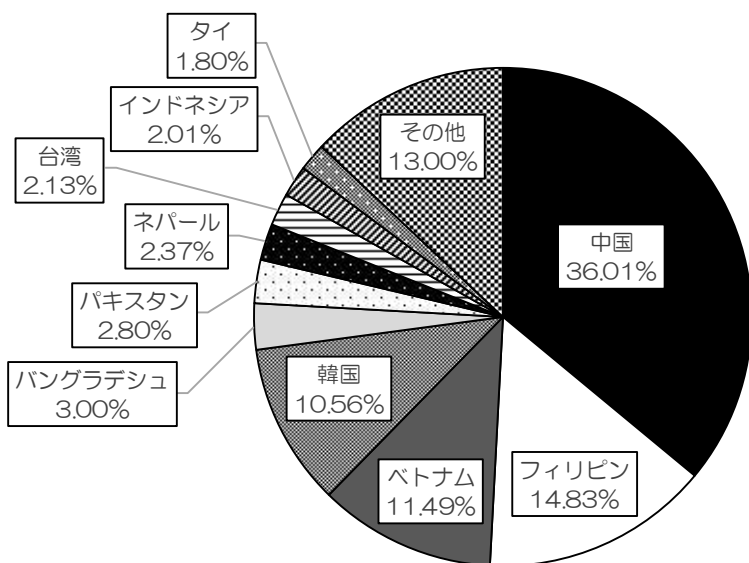
(2) 国籍地域別の状況

国籍・地域別で見ると、令和元年（2019年）12月1日現在、中国が2,523人で外国籍市民全体に占める割合が約36%と最も多く、以下、フィリピン、ベトナム、韓国、バングラデシュと続いています。上位10か国で全体の85%以上を占めますが、国籍・地域別数は83の国と地域に及びます。

(3) 在留資格別の状況

在留資格別で見ると、令和元年（2019年）12月1日現在、日本での活動に制限のない「永住者」、「日本人・永住者の配偶者等」、「定住者」、「特別永住者」で全体の53.91%を占めており、定住化が進んでいるといえます。また、「技能実習」、「留学」の在留資格者数は、5年前と比較して倍増しており、在留資格の多様化が進展しています。

【国籍別外国籍市民数】



【在留資格別外国籍市民数】

| (2014年12月1日、 2019年12月1日現在) | 2014年 | | 2019年 | |
|-------------------------------|--------------|----------------|--------------|----------------|
| | 人数 | 構成比 | 人数 | 構成比 |
| 総数 | 4,425 | 100.00% | 7,006 | 100.00% |
| 身分又は地位に基づく在留資格等 | 3,185 | 71.98% | 3,777 | 53.91% |
| 永住者 | 1,820 | 41.13% | 2,535 | 36.18% |
| 日本人の配偶者等 | 453 | 10.24% | 436 | 6.22% |
| 永住者の配偶者等 | 82 | 1.85% | 137 | 1.96% |
| 定住者 | 397 | 8.97% | 437 | 6.24% |
| 特別永住者 | 433 | 9.79% | 232 | 3.31% |
| 活動に基づく在留資格 | 1,240 | 28.02% | 3,229 | 46.09% |
| 技能実習 | 230 | 5.20% | 758 | 10.82% |
| 家族滞在 | 286 | 6.46% | 624 | 8.91% |
| 留学 | 264 | 5.97% | 600 | 8.56% |
| 技術・人文知識・国際業務 | 213 | 4.81% | 551 | 7.86% |
| 特定活動 | 67 | 1.51% | 154 | 2.20% |
| 技能 | 85 | 1.92% | 112 | 1.60% |
| その他 | 95 | 2.15% | 430 | 6.14% |

※「技能実習」は「技能実習1号イ」「技能実習1号ロ」「技能実習2号イ」「技能実習2号ロ」「技能実習3号ロ」の合算数

※「技術・人文知識・国際業務」は「技術」「人文知識・国際業務」「技術・人文知識・国際業務」の合算数

◆ プランの基本理念

互いにちがいを尊重し、多様性を育む 多文化共生のまちづくり

住民同士の多様性を尊重するまちづくりでは、まずはお互いの文化を知ることが重要です。どちらかが正しく、どちらかがまちがいでなく、ちがいを知り、それを守ることの大切さを尊重することで、偏見をなくし、お互いに歩み寄ることが大切です。しかし、日本人市民と外国人市民の間には「心の壁」が存在するといわれているように、互いの文化や価値観のちがいを否定的に捉える風潮があることは否めません。

本市が多様性を尊重し、豊かで活力溢れる地域となるためには、市民の間にちがいがあつたことを当たり前のこととして肯定的にとらえ、お互いにちがいを知ることが必要です。そして、日本人市民と外国人市民が様々な活動への参加を通じて交流を深め、その多様性を育むことでともに暮らす多文化共生を推進し、すべての市民が最大限に能力を発揮できる持続可能なまちづくりを目指すことを基本理念とします。

◆ プランの基本目標

- 1 コミュニケーションでつながり合うまちづくり
- 2 すべての市民が安全・安心に生活できるまちづくり
- 3 多様性を活かした魅力的なまちづくり
- 4 国際交流を推進するまちづくり

◆ プランの基本指標

- 1 通訳翻訳ボランティアの登録者数 86人 (平成30年度末時点) ➡ 180人 (令和7年度末時点)
- 2 多文化共生推進事業の参加者 111人 (平成30年度) ➡ 200人 (令和7年度)
- 3 多文化共生推進事業の満足度 未調査 ➡ 80%以上 (令和7年度)

◆ 施策の体系

基本目標1 コミュニケーションでつながり合うまちづくり

コミュニケーションが十分に取れていれば解決できる課題も、コミュニケーションが不十分なために行きがちがいや誤解が生まれることもあります。

外国人市民が増加する中、生活に必要な情報を多言語で提供することや、「やさしい日本語」の普及啓発を推進するなど、効果的な情報発信に努めます。また、多様性を尊重し、外国人市民が文化や習慣などのちがいによって孤立することなく生活していくために、日本人とのコミュニケーションに必要な日本語を学習する機会を提供するとともに、日本社会や文化などについて理解を深められる環境整備に努め、コミュニケーションを通して日本人住民と外国人住民がつながり合うまちづくりを目指します。



取組の内容

(1) 情報の多言語化と相談体制の充実

- ① 庁内通訳・翻訳制度の活用
- ② 市作成の配布物などの多言語化
- ③ 市公式ホームページの多言語化
- ④ 施設案内掲示の多言語化
- ⑤ 庁内案内看板の多言語化
- ⑥ 多言語電子総合案内板の設置
- ⑦ 多言語版広報誌「コシガヤメッセンジャー」の作成
- ⑧ 多言語版「市民ガイドブック」の作成
- ⑨ 多言語版「こしがや案内図」の作成
- ⑩ 多言語情報提供コーナー「外国人iコーナー」の設置
- ⑪ やさしい日本語の普及

(2) 日本語・日本社会に関する支援

- ① 市内日本語教室との連携
- ② 日本語ボランティア入門講座の実施
- ③ 外国人市民のための生活オリエンテーションの実施
- ④ 小・中学校への日本語指導員の派遣
- ⑤ 日本文化体験講座などの実施
- ⑥ 日本語教育及び指導に係る指導資料整備

基本目標2 すべての市民が安全・安心に生活できるまちづくり

外国人市民の増加や定住化が進む中、ライフステージに応じて生活全般を教育、防災・防犯、医療・保健・福祉、居住、労働の各分野に分け、それぞれの支援の充実を図り、言語や文化などのちがいによる生活上の不便や不安を解消することで、すべての市民が安全・安心に生活できるまちづくりを目指します。



取組の内容

(1) 教育

- ① 外国人児童生徒等教育研修の実施
- ② 小・中学校への日本語指導員の派遣（再掲）
- ③ 就学などにかかる資料の多言語化
- ④ 外国人学校児童生徒の通学費補助
- ⑤ 外国人市民による多文化共生推進講座の実施
- ⑥ 日本語教育及び指導にかかる指導資料整備（再掲）

(2) 防災・防犯

- ① 外国人市民のための防災訓練の実施
- ② 避難所運営マニュアルへの多言語表示シートなどの綴込
- ③ 災害時多言語支援センターの設置
- ④ 防災マップ・地震ハザードマップの多言語化
- ⑤ 洪水ハザードマップの多言語化
- ⑥ 避難場所・避難所、避難経路などの案内板の設置
- ⑦ 外国人市民への総合防災訓練参加への呼びかけ
- ⑧ 防犯・交通安全に関する意識啓発

(3) 医療・保健・福祉

- ① 外国語対応可能な医療機関に関する情報提供
- ② 国民健康保険制度（手引き）の多言語化
- ③ 病院資料の多言語化
- ④ 保健関連資料の多言語化
- ⑤ 子育て支援事業一覧の多言語化
- ⑥ 電子端末を利用した医療通訳の実施

(4) 居住

- ① 住居についての情報提供
- ② 外国人市民のための生活オリエンテーションの実施（再掲）
- ③ 地域活動への参加促進
- ④ ゴミ収集に関する資料の多言語化
- ⑤ 119番通報時などにおける多言語対応
- ⑥ 電子端末を利用した救急業務通訳の実施

(5) 労働

- ① 外国人労働者のためのサポート
- ② 経営に関する相談・情報提供

基本目標3 多様性を活かした魅力的なまちづくり

外国人市民「を」支援する側として捉えた取組はもちろんのこと、外国人市民「が」支援する側として活躍できる環境整備や、文化的多様性を尊重するため、すべての市民への多文化共生の意識啓発に努めるとともに、外国人市民が地域社会の一員として様々な活動に主体的に参加し、日本人市民とともに活躍できるよう、多様性を活力とした魅力的なまちづくりを目指します。



取組の内容

(1) 外国人市民の社会参画

- ① 外国人市民による多文化共生推進講座の実施（再掲）
- ② 外国人ボランティアによる市内通訳・翻訳
- ③ 地域活動への参加促進（再掲）
- ④ 多文化共生推進員及び通訳翻訳ボランティアの充実
- ⑤ 越谷国際フェスティバルへの支援

(2) 多文化共生社会に対する意識啓発

- ① 外国人市民による多文化共生推進講座の実施（再掲）
- ② 外国人への差別解消の推進
- ③ 外国人のための人権相談窓口の周知
- ④ ヘイトスピーチの解消に向けた教育・啓発
- ⑤ 日本文化体験講座などの実施（再掲）
- ⑥ 越谷国際フェスティバルへの支援（再掲）

(3) 多様性を活力とする人材育成

- ① 外国人市民による多文化共生推進講座の実施（再掲）
- ② 越谷市中学生使節団派遣事業
- ③ キャンベルタウン市青少年使節団受入事業
- ④ 通訳翻訳ボランティア学習会の開催
- ⑤ 日本語ボランティア入門講座の実施

(4) キーパーソン・ネットワークの構築

- ① キーパーソン・ネットワークの構築

基本目標 4 国際交流を推進するまちづくり

外国人市民や姉妹都市との交流を通じて、すべての市民の国際感覚を醸成し、国際理解を深めていきます。言語や文化の壁を越えた市民や企業のグローバルな交流を推進し、外国人市民がもたらす多様性を活用した国際交流を推進するまちづくりを目指します。



取組の内容

(1) 地域における国際交流

- ① 越谷国際フェスティバルへの支援（再掲）

(2) 外国との国際交流

- ① 越谷市中学生使節団派遣事業（再掲）
- ② キャンベルタウン市青少年使節団受入事業（再掲）

◆ 多文化共生の推進体制

(1) 関係機関との連携・協力

本市における多文化共生の地域づくりのための事業推進や課題解決のためには、市民や市内の企業、関係団体による主体的な取組が重要です。本市ではそうした関係機関と情報共有及び連携強化を図ります。

とりわけ、本プランに基づく事業推進にあたって本市では、越谷市国際交流協会をはじめ、地域の多文化共生に積極的に取り組むボランティアや専門学校、大学、各種企業などの様々な機関と連携・協力して取組みます。

(2) 市の推進体制

多文化共生の地域づくりに向けた事業を効果的に推進するため、市の関係課が連携して外国人市民の実態把握及び課題抽出に努めるとともに、市全体で総合的・横断的な多文化共生施策を実施していきます。

(3) 越谷市国際交流協会及び市民活動団体の役割

多文化共生の分野における課題は、ときに柔軟な対応や迅速な判断が必要となることがあります。その場合、行政よりも越谷市国際交流協会をはじめ市民活動団体のきめ細やかで素早い対応のほうが問題解決に効果的なこともあります。そこで、越谷市国際交流協会には、本市と各市民活動団体の間で、各市民活動団体の活動を支援する「中間支援組織」としての役割を担うことが期待されます。

本市ではこれまで、地域日本語教室への支援など、市民活動団体による活動に対し支援を行ってきました。今後も越谷市国際交流協会と連携を図りながら、引き続きこれらの団体への支援を継続していくとともに、各種団体と協力して本プランに掲げる取組を進めていきます。

(4) 多文化共生と地域コミュニティ

地域における自治会やコミュニティ団体は、加入率の低下や高齢化に伴う担い手不足など、多種多様な課題を抱えています。そこで、若く、働き盛りの外国人市民がこれらの活動に参加してもらえれば必ずや貴重な戦力となると考えられます。

本市としても積極的に自治会などに対して外国人市民の存在を周知し、また参加を促すような施策を進めていきます。